

資料

一九九三年度同和予算の分析と課題

部落解放研究所行財政部会事務局

—— 総務庁 ——

一九九三年度予算分析と今後の課題

総務庁の来年度予算額は、一二億七四三万円而对前年度比一五〇・八％になる。

その内容の特徴は、「同和地区実態把握等調査経費」三億二、五二三万三千円が新規に付いたことである。

一九九一年一月一日の「地对協」意見具申は、「これまで地域の改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することは重要である。政府においては、昭和五〇年、六〇年に全国的な調査を行ってきており、しかるべき時期に全国的規模の調査が行われるものと考えられるが、その際、調査結果の客観性

を保證できる実施体制、方法等について慎重かつ早期に検討すべきである。また、これらのことや今後の地域改善対策の在り方について審議できる機関が引続き必要であると考えられる」と指摘している。

総務庁は、意識調査については北海道から沖縄まで全国的規模での調査を実施することを予定している。山形県では「べにばな国体」（九二年）が開催されることを契機にして、一九九〇年に「部落」呼称変更差別事件が発生している。八五年調査では、北海道、東北、東京、沖縄などが対象から除外されており、今回の調査は国民の意識の現実を知る上で重要な意義がある。

部落実態調査については、全国約一、〇〇〇カ所にのぼる未実施地域を含む悉皆調査を要求してきたが、総務庁は未実施地域を対象から除外し、サンプル調査（五世帯に一世帯）を予定している。未実施地域を対象にいれないで、「調査結果の客観性を保証」できるのか、「同和

対策事業を実施している部落の実態」と言えるかも知れないが、「全国の部落の実態」とは言えない。

「地域改善対策啓発活動費等」として、八億八、二二九万七千円が組まれており、その中の啓発予算は八億五、四三二万円で、対前年度比一一〇・九％で、伸び率が減少しており、対前年度比は一一〇・九％で、伸び率が減少して、「地対協」意見具申を踏まえたものになっていない。

地方自治体の実施する啓発事業は補助対象になっていない。啓発予算の規模は、国と地方自治体とを比べると、その格差は広がる傾向にあり、全国の地方自治体の啓発予算総額を早急に把握する必要がある。

—— 自治省 ——

一、一九九三年度予算分析

① 消防関係の一九九三年度予算額は、三億六、二二九万二千円で、一九九二年度予算額の四億一、一四六万四千円に比し四、九一七万二千円（二二・〇％）の減額となっている。

② 防火水槽が二〇五基から四一基（六、七〇七万六千円）減の一六四基二億六、八三〇万四千円、小型動力ポンプが三一台から一六台（九五〇万四千円）減の一五台八九一万円となっている。小型動力ポンプ付積載車が四台から一〇台（一、六七六万円）増の一四台二、三四六万四千円、消防ポンプ自動車が増の九台から二台（一、〇〇二万円）増の一一台五、五一一万円、小型動力ポンプ積載車が三台から三台（三二五万二千円）増の六台六五〇万四千円となっている。

③ 一九九二年度にあった消防無線八台二六二万四千円の予算が、一九九三年度は、市町村から要望があがっていないという事で要求しおらず予算がカットされている。自治省は市町村から要望があがれば予算要求していくとしている。

④ 予算は概算要求に対して一〇〇％認められたものの、概算要求そのものが一二％の減額要求であったし、補助基本額の引き上げも要求していないので、補助単価は、実質の引き下げとなり、現在においても市町村は超過負担を強いられており、その差がさらに拡大されることになる。自治省は各省庁に対し、補助単価を、実質単価にし、市町村への負担軽減を図るよう財政局長通達を出しているにもかかわらず、自治省がそれをみだして

ないのは問題である。自治省も含め各省庁は地方公共団体の必要事業量を新たに調査することなく例年通りの要求しかしていない。自治省は「未指定地区」も含め地方公共団体が必要としているすべての事業量を調査し、消防施設整備事業を早急に完了させる予算にしなければならぬ。

⑤ 地域改善対策債は一、〇〇〇億円を計画している。地域改善対策債は「地対法」の間はずっと毎年二、〇八〇億円を計画していたが、一九八七年度に二八〇億円減額され、一九八八年度から一九九一年度まで毎年一〇〇億円ずつ減額され一九九一年度は、一、四〇〇億円の計画であった。一九九二年度は三〇〇億円減額され一、一〇〇億円の計画であったが一九九三年度は一〇〇億円減額され一、〇〇〇億円の計画となっている。

二、今後の課題

「地対財特法」の延長について

自治省は国としての責務を明確にするとともに地方公共団体の立場にたつて同和問題を解決していくための指導と援助をする必要があるし、国と地方の実態認識のズ

レを解消するためにも実態把握が必要である。

その場合、政府は残事業量三、八八八億円と発表しているが、地方公共団体がかかえている残事業はその二倍を優に越える額である。残事業量を含め徹底した総合的な実態調査を強く求めねばならない。しかも、これまで何一つ同和対策事業の行われてこなかった事業未実施地区（未指定地区）を、調査の対象から断じてはさずさせてはならないということである。

そして、この調査をもとに、同和問題の解決に向けた取り組みを明らかにしなければならない。

重い地方財政負担

自治省は、「同対審」答申の結語にもあるように、「同和問題の根本的解決にあたっては、……その具体策を強力かつすみやかに実施に移すことが国の責務である。したがって国の政治的課題としての同和対策を政策の中に明確に位置づけ」国は、地方公共団体に対し同和対策事業の実施を義務づけるとともに、それに対する国の財政的助成措置を強化すること。この場合、その補助対象を拡大し、補助率を高率にし、補助額の実質的単価を定めること」をたえず確認している。

「同和」対策事業は基本的に国事業である。しかし、

各部落のおかれていた差別の実態は、複雑多岐にわたっており、それに対応する施策、対策も、そのニーズによつてきめ細かなものが求められているので、具体的な「同和」対策事業は、地方公共団体の事業として実施されているし、その方が「同和」行政の効果を高めるものだとされている。その上にたつて自治省は一〇数年来、予算編成期に次のような財政局長通達を出し、その実施を求めている。

「趣旨にかんがみ、所要の事業については、これをすべて国庫補助負担事業として採択し、事業費の金額について高率の国庫補助負担を行うべきものであると考えます。」

一方、関係地方公共団体においては、従来から国庫補助負担事業に係るつき足し実施、地方単独事業の実施等により、その財政負担が過重なものとなっている実態にあり、また、地域改善関係予算の充実について地方公共団体から強い要望もあります。地域改善対策特定事業の必要事業量の確保を図るとともに、実情に即して地域改善対策特定事業に係る単価、数量、対象範囲等の国庫補助負担基準の改善を図るなど、地域改善対策関係予算の充実確保について特段の配慮をされるよう強く要請します」

還金の返済の延期など特別の措置を講じられたい。⑥地区人口比率の高い市町村や大規模部落をかかえる地方公共団体で財政力の弱いところに対して特例的な財政援助措置を講じられたい。⑦少数点在部落に対する「同和」対策事業について、抜本的な施策、補助を行うとともに、大都市部落の総合計画に対しても国の直轄事業としての施策を行われたい。

差別事件への対応と啓発の強化

もう一点は、地方公共団体などで発生している差別事件と啓発活動のあり方をめぐる問題である。住民基本台帳、戸籍、選挙人名簿にかかわる問題など、部落差別事件や人権侵害にかかわる事件が近年数多く発生している。戸籍法や住民基本台帳法の改正が行われ、これらの大量閲覧やコピーなどが制限されるようになったが、それでもそれらの制限を無視するかのような事件として福岡県弁護士会の弁護士が、弁護士専用住民票戸籍謄本請求用紙を興信所へ横流しし、興信所がそれを使う事件、東京の行政書士が職務上請求用紙で戸籍謄本等を不正入手し、興信所へ横流しする事件が発生している。これらの問題に対処するには地方公共団体レベルでの取り組みには限界があり、法の改正やプライバシー保護法の制定

しかし、残念ながらその現実には、先にも述べたように、国庫補助対象事業が縮小され、ますます地方財政の負担が強いられ、地方公共団体においては、住環境整備事業の完遂の途途もないまま、年々同和対策事業予算も少なくなつてきて、事業の実施が遅れ、「同和」問題の解決を難しくしている。

財政援助の充実を

そこで、自治省に対して、以下のような要求を出し、財政上の国庫補助の充実を強く求めている。

①地方公共団体が実施するすべての「同和」対策事業（用地の取得費造成費を含む）を国庫補助の対象とし、かつその所要事業費全額をもって補助基準額とされた。②地方公共団体が実施する「同和」対策事業のうち施設の維持管理および運営費についても国庫補助対象となるよう各省庁に強く働きかけられたい。③「同和」対策事業にかかわる地方負担分の全額に起債を認め、その元利償還金に「地対財特法」第五条を適用されたい。④同和対策事業債の枠の大幅拡大を図り、地方公共団体の単独事業を全額措置するとともに、地方債の基準額を実情に即するよう引き上げられたい。⑤財政力の弱い公債比率の高い地方公共団体に対しては、これまでの元利償

など、国レベルでの取り組みや指導が求められている。

また、公務員による差別事件も続発している。紙幅の関係で詳細については別の機会に譲るが、例えば、京都市消防局における主任の差別発言、高知県職員の差別発言、千葉県佐原市の隣保館職員による差別発言、東京都多摩市の市職員応募用紙に本籍地記載を求めるといふ差別事件などがあげられる。これら部落差別の解消、人権擁護の先頭にたつべき行政や公務員による差別事件が続発していることに対して、行政のあり方を点検するとともに、公務員をはじめとする職員研修のあり方を見直す必要がある。

さらに、啓発活動についても、地域の実情に根ざした講座・研修会をはじめとした社会教育や広報活動・地域活動などきめ細かな啓発が今日求められている。自治省には、地方公共団体の啓発活動がより効果を高めるための取り組みと財政措置が求められている。

今後とも自治省に対し、人権意識の高揚をはかるための取り組みと、差別事件を許さない地方公共団体の取り組みが、「同和」地区のある地方公共団体だけでなく、すべての地方公共団体で実施されるよう強く求めていく必要がある。

法務省

一、一九九三年度予算分析

一九九三年度予算額は、三億五、一一七万八千円（九二年度予算額三億一、七四〇万九千円）であり、三、三七六万九千円増（一〇・六％増）となっている。

予算額の内訳は、啓発活動費が三億一、〇九七万六千円（九二年度二億七、七二二万四千円）で二・二％増、人権相談処理経費は二、二二五万八千円（九二年度二、二二五万八千円）、人権侵犯事件調査処理経費は一、〇九二万四千円（九二年度一、〇九二万四千円）、ケース研究経費は七〇二万円（九二年度七〇〇万三千円）となっている。啓発活動費を除いて、三事業関係は、ほぼ六年間ずっと据え置きになっている。

また、人権擁護委員数は一三、二九三人、月額実費弁償費は二五、〇〇〇円（九二年度二四、〇〇〇円）、人権関係職員数は二二二人と、ここ数年来据え置きの状態になっている。「地対協」意見員申で強調している「人権擁護委員を含む人権擁護機関の充実・強化」は、まったく

の空文句になっている。

二、今後の課題

① 法務省の啓発予算は、真に啓発推進のために役立つていない。はつきりいえば、法務省に限って、啓発予算は不必要といっても過言ではない。この理由は、法務省人権擁護局自体が、依然として反動的であり、人権擁護を推進する姿勢になっていないからである。

民間運動団体における人権擁護の取り組みを妨害するために啓発予算を活用し、人権擁護委員会を思うがままにあやつり、差別事件の被害者救済どころか、加害者の人権のみを守るといふ実態がある。こうした状況の中で、啓発予算の増額自体、逆に人権擁護推進にマイナスの結果を与えていることに對し、是正を求めていく必要がある。

② 今の法務省人権擁護局の中核は検事職の人で占められている。この結果、国（権力）機関の関係する差別事件に関しては、いたって後退した取り組みになっている。また、差別事件の調査状況、事件終結後の処理等に関して「守秘義務」をたてに、いつさい被害者に対して報告もしない。「中立・公正」をうたいながら、ご都合

主義的に、「人権擁護」を行っているにすぎない。

国の権力機関に人権擁護機関があること自体、自ずから弊害がある。国際的人権擁護の流れの中で、いたって保守的で反動的な法務省の中に、いつまでも人権機関を温存することは、逆に「中立・公正」を保てない。国の機関に直屬しない、第三者機関の人権擁護の体制を追究する必要が急務である。

③ 全国人権擁護委員連合会（以後、全人連と略す）は、全国約一三、〇七二人（本来の定数上限枠は二万人）の人権擁護委員で構成されている。その活動予算は、約三五〇万円であり、そのほとんどは会議費である。政府、法務省は、日本の民間人権擁護活動の育成を強調しながら、それには程遠く、法務省の取り組みの補完的役割すらも果たしていない。実際は全人連を名目的に利用し、まさに、「権威」をつけるために全人連をご都合的に使っているにすぎない。

人権擁護委員自身が、被差別の立場にたちうる資質を更に向上させること、被差別民間団体と交流を深めることなど、民間人権擁護団体としてさまざまな取り組みができるはずである。現実には、法務省のつくりあげた上にあつた活動だけでは、さまざまな人権問題にこたえきれない。

よって、直接全人連に對し、人権擁護体制の充実を求めていく必要がある。

差別者が法務省の調査・啓発の不十分きの網をくぐり抜け、差別行為・差別煽動を続けている状況に對し、「同対審」答申の人権問題に関する対策の中で「差別に對する法的規制、差別から保護するための必要な立法措置を講じ、司法的に救済する道を拡大すること」を踏まえ、法務省に對しても、「法的規制」を本腰を入れて検討すべきことを提起し続け、この中で以前、稲葉法務大臣、鬼塚人権擁護局長が、「法的規制」は必要と答弁している。同時に、今日、国際的にも大きな流れになっている差別煽動を「犯罪行為」として認定することに對し、法務省は大い答弁を引つこめ、「差別に對する犯罪構成要件として問題が多すぎる」として、法的規制の検討を中断し、人種差別撤廃条約早期完全批准にも抵抗しつづけている。

差別事件の悪質化傾向に對し、日本の人権擁護水準を国際的水準に早く到達させるためにも、また、より啓発の効果強化するためにも「法的規制」の実現に向けて検討を再度求めていく。

— 労働省 —

一、一九九三年度予算分析

労働省の一九九三年度「同和」関係予算は、対前年比二・六%増の一一億九、四五二万円となっている。全「同和」関係予算に占める比率は一・〇五%、同じく非物的予算に占める比率は四・二%となっている。全「同和」予算が、マイナス五・三%と減額予算が組まれている中で、かろうじて増額で計上されている。特に、啓発にかかわっては、対前年比一一・六%の伸びであり、労働省のこの部分での力の入れようがわかる。

省の予算の枠組みであるが、まず第一に予算の七割を占める「地域住民職業講習」費がある。各職安で委託実施している、職業安定促進講習の委託費および受講給付金である。各種資格・技能の習得を通じた安定就労への重要な事業項目であるが、前年度とほぼ同額（〇・三%増）の予算計上である。各職安を通じた徹底した地区への啓発が求められている。次に、直接技能を習得するための「職業訓練受講費」「受講支度金」である。予算の五・

二%を占めるが、執行手続きの煩雑さと二〇年間にわたる貸与制のため、その実効性についての検討が必要である（ただし、この制度を基礎に各府県での独自施策が取り組まれており、こうした施策を通じた安定就労への道は今後とも強化される必要がある）。第三には「地域住民就職促進費」がある。この中の七九%が「雇用主の指導啓発」費である。伸び率が高いが、全国の約五〇〇職安に割り振ると一職安約五〇万円強の予算となり抜本的な啓発の強化には程遠い実態である。

九三年度予算は、「真に必要な事業に限定して特別対策を実施すべき」という「地対協」意見具申の「一般対策移行」の枠内で、啓発予算を若干増額したにすぎず、労働省に本来期待される「就職差別の撤廃」「不安定就労の一掃」という課題を担うに足る予算には全くなっていないのが実状である。

二、今後の課題

1 九三年度予算案は、本来労働省職業安定局長通達第一八三号（一九九二年三月三十一日発）を具体化すべき、初年度の予算であった。この通達は一九八二年に、はじめて「優先雇用」の考え方をうちだした一八八号通達を

ふまえ新たに「地域改善対策特例事業推進要綱」として全国の各都道府県知事あてに通達されたものである。

今回の通達には、企業啓発などについてかなり踏み込んだ内容が盛り込まれており、各府県でもその周知徹底が要請されている。いくつか具体的な項目をあげると、まず①推進員の設置について、改めて「企業規模にかかわらず設置が必要と認められる都府県においては、積極的に設置を促進するよう努めること」②トップクラスの研修について、その重要性を指摘し、出席がない場合「安定所幹部による指導を行う等により、所期の目的が達成されるよう実効ある研修の推進に努めること」③優先雇用の観点についても、「中高年齢層の同和関係住民の優先的な採用に配慮するよう、事業主の理解と協力を求めること」と再度明記したこと。④就職差別についても「きわめて悪質かつ重大な差別事象を惹起し、是正指導に応じない事業主に対しては、求人への不受理、紹介停止等の措置を行い得るものとするが、本省から通達により指示することとするので、その指示を待って行うものとする」と、初めて就職差別に関するペナルティについて通達した。⑤企業啓発にかかわって「対象地域を有しない道県の事業主にあっても、人権尊重という観点に立つた差別のない公正な採用選考の取り組みが一層推進されること

となるよう：統一応募書類等適正な応募書類の使用の徹底を図る」と対象地区を有しない道県に対しても指導を行うよう、通達している。

このように、通達としては基本的に評価できるものとなっている。しかしこの通達が現場で生きるためには、何よりも府県・職安行政の取り組み強化とともに、企業内の推進員の取り組みを強化しなければならない。

2 この通達にも反映されているが、就職にかかわる差別事象は、今日でも引き続き頻発している。九一年中にも八五八件が「選考時に差別につながる」として労働省に集約された。内訳は「面接時の不適切な質問」が七二%、「戸籍謄本などの不適切な書類の提出」三%、「履歴書が不適切なもの」六%、「身元調査がなされたもの」〇・八%となっている。

九二年度中に明らかになった特徴的な差別事件は次の通り。

①八九年の「労働安全衛生法」の改正以来急増している「血液検査」の問題が、引き続き各地から報告されている。再度確認しておく、労働安全衛生法の改正については、この法に定める健康診断はあくまでも雇い入れ時に行うものであって、その目的は、配置や入社後の健康管理のためにするものであって、採用選考時に行うも

のではない(労基発六〇一号の一による)。採用選考時の健康診断にかかわっては、学卒者については統一応募用紙にその記載があり、それ以外の健康診断は「統一応募用紙以外の書類の提出」の乱用にあたる。一般の採用時についても、職務遂行能力との関係が合理的に説明できるものでなくてはならない。労働安全衛生法は「雇い入れる時」の健康診断を義務付けたのであって、それを根拠として採用選考時に健康診断を行うのは、法の拡大解釈であることは確認しておきたい。

②東京の家電関係の会社で「入社志願書」の提出が求められた件。この書類は一昔前の社用紙を思い出させるようなもので、日本の大企業が集中している東京都の企業啓発の一端を現したものであった。

③新潟県上越市で一次試験合格者に対して出身大学に、思想・素行・性格・学生生活の状況などを照会していた事件。この事件は現在も調査中であるが、一部大学による問題提起から明らかとなった。市自体の責任も問題であるが、この照会に対して半数以上の大学から回答があったことも同時に問題とされなくてはならない。

④今年の差別事件として問題提起されたものとして、今後とも検討されねばならないものとして、「内定後の書類の提出」がある。滋賀県から提起されたものであるが、

ている、などの傾向が見られる。

安定就労については、各地で独自の取り組みが積み重ねられているが、省としてもこうした雇用促進の取り組みを教訓化し、地域実状に応じた方策を援助するなどの取り組みが求められている。

さらにこうした雇用促進のシステムづくりのなかに、一般対策として実施されている職業能力開発に関する諸事業を地区住民に優先的に誘導することを組み込むことは、今後の仕事保障の取り組みとしては重要な課題となっている。九一年に大阪で開始されたAワーク創造館は、地区の企業者の後継者育成・経営の近代化とともに、地区住民の職業教育訓練の柔軟な展開に向けた新たな取り組みとして注目される。

4 以上、就職差別と不安定就労解消に柱を絞って今後の課題を示してきたが、こうした課題を第三期の解放運動の課題として展開するためにも、あらためてILO一一号条約の批准や「移住労働者の権利条約」など国際条約の批准に向けた取り組みを強化しなければならぬ。

高校卒業生が内定後「身上書」の提出を求められたが、その内容は、「家族欄」では三親等以内の親族同居人の職業統柄健康状況などを尋ねるものであり、購読新聞雑誌、特殊事情など「本人の能力適性」などとは全く無縁の事項を記載するようになっていた。今後の企業内推進員や企業研修の取り組みの課題として提起しておきたい。

①については「エイズ」による解雇等の問題が、④についても昨今の内定取消の問題が社会問題化していることに鑑みて、各地域でのねばり強い取り組みが要請されている。

3 労働行政のいまひとつの柱である不安定就労の解消について見ていきたい。

第三期基本法闘争の柱の一つであった全国実態調査については、九三年度予算に計上されることとなった。全国的な不安定就労の実態についてはその調査を待つこととなるが、この間の各府県での実態調査を見ると、運動側の取り組みの強弱や立地条件等で一律に集約することは困難であるが、その概要は①常用雇用の率は一定の改善が見られるが、中高年での格差はなお厳しいものがある。②特に大企業への就労の壁は大変厳しく、民間安定就労については抜本的対策の確立を要請している。③職種の間ではやはり現業、ブルーカラー的な職種に集中し

文 部 省

一、一九九三年度予算分析

一九九三年度の文部省の地域改善対策関係予算額は総額で一二三億五、九五六万四千円、対前年度比〇・五%増である。このうち物的予算が対前年度比一三・一%減の三億八、九二二万八千円、非物的予算は同一・〇%増の一・九億七、〇三三万六千円である。これが延長「地対財特法」二年目の予算である。政府は残る四年で事業を完遂し、部落問題の解決を果たすとしているが、今年度予算からは残念ながら部落解放の展望は見えてこない。法延長を要請した九一年「地対協意見書」は「今後における施策の重点課題」として教育に言及している、即ち「依然として差別事象が発生しており、また、進学率格差の存在や中退者の発生等が見られるので、学校教育、社会教育のより効果的な推進が必要である。同和教育については、特に大学において人権教育の普及・充実を図ることが望まれる」

しかしながら来年度においても、部落の子どもたちの

進路を保障するための高校・大学奨学金の貸与と制撤回・給付制復活は見送られたままであり、同和教育の普及のための施策の充実は見られない。反面、物的予算は事業の進捗を理由に一方的に削減している。旧態依然とした施策の枠組みを見直すことなく事業の消化をのみ指向するのであれば、それは既に部落問題の解決を目指す同和教育とは言えない。以下、事業項目別に見ていく。

① 学校教育関係

「教育推進地域等」事業

これには四、三七二万七千円（三七万八千円、〇・九%増）の予算がついている。この事業は「同和教育推進地域の指定」と「同和教育研究指定校」に分かれ、同和教育推進に一定の役割を果たしてきた。しかし予算規模が極めて小さく（対総額比〇・四%）また、計画を作つて「指定」していないため十分な効果をあげることができていない。全ての教育現場で同和教育が実施されるよう長期計画を立てる必要がある。その際九一年「地対協意見具申」を尊重するならば、大学教育を必ず範疇に入れないといけない。早急に実施すべきは教員養成過程を有する大学であり、将来的には「人権保障への意欲」

が教員採用基準にもりこまれるべきである。

「高等学校等進学奨励費補助」事業

本事業の予算は総額で九八億八、四六三万二千元（四、八〇三万二千元、〇・五%増）で、「奨学金」は高校・高専、大学とも単価増になっている。増額は月額で、高校・高専が国公立で一七七千円から一七千五百円、私立で三万九千円から四万円に、大学が国公立で四万円から四万二千元、私立で七万円から七万三千元にそれぞれ単価増になっている。また、「通学用品等助成金」は五年間据え置きとなっている（一時金単価、高校・高専が二万二、六六〇円、大学が三万六、〇五〇円）。

元来この「高等学校等進学奨励費補助」事業は、省が「同対審」答申をうけ同和对策事業特別措置法以前から独自に実施してきたもので、歴史的にも大きな役割を果たしてきた。ところが「同和事業の見直し」を口実に、一九八二年の「地対法」施行とともに大学奨学金貸与化が、つづく八七年からの「地対財特法」施行により高校奨学金の貸与化がそれぞれ強行された。この結果、各地で大幅に受給者が減り、深刻な事態を引き起こしている。これは、貸与化強行により「奨学金の受給は将来に負債を追うことになる」と受給を辞退する者や、厳しい所得

制限で受給を拒否されるものが多いという結果である。

また、二〇年にわたる返済において、受給者のプライバシーが保護されるのか、そして返還にかかわる費用の問題など、矛盾と問題を含んでいる。

省は、今日指摘されている進学率格差の固定化の傾向や高い中退率の問題なども含め、事態を真摯にうけとめ、部落の子どもたちの教育の機会均等の権利を保障し、進学を奨励するという事業本来の趣旨に立ち返って、さらに教育無償化の世界的潮流を国内で具体化するためにも、早急に給付制を復活すべきである。

② 社会教育関係

「社会教育関係団体育成・諸集会開催事業費」

予算額は二〇億四、一九七万七千円（七、二五九万七千円、三・七%増）である。これは(1)「指導研修推進事業」（九二年度より指導者研修事業と調査事業が統合）、(2)「社会教育関係団体育成・諸集会開催」、(3)「集会所指導事業」を含む。それぞれ謝金単価が一律二〇%増額されており、「集会所指導事業」は対象が一、七五館から一、八一館と三六館増えている。省が推進している生涯学習社会にかかわるものであり（事業所管は生涯学習

局社会教育課）、増額幅も他に比べ大きくなっている。

しかし、八九年の国際識字年に実施された「識字指導者研究協議会」事業は取りやめのままである。これまでに厚生省所管の隣保館事業の各種講習・講座開設と並んで、地域の教育活動の発展に一定の役割を果たしてきた事業であるが、補助単価があまりにも低く、また専従職員配置のための人件費補助でなく、非常勤を前提とした謝金補助であり、強く改善が要望されている。

「集会所・設備整備費」事業

九三年度予算は昨年より大幅減の三億八、九二二万八千円にとどまった。この事業は、(1)施設設備費、(2)用地取得費、(3)設備費が含まれている。この事業は年々削減されており、「地対法」初年度の一八八二年度予算額を一〇〇とした場合、九三年度は予算額はわずかに二三・四にすぎないという状況である。全国的に見れば、隣保館も教育集会所も未設置の地区がまだまだ数多く存在する現実をふまえ、今後の抜本的な施策の充実が必要とされている。

③ 教職員の同和加配について

部落を校区に持つ小・中学校への同和教育推進のため

の教職員加配(同和加配)は、一般対策の教職員定数法にもとづく措置として一九六九年の第三次計画(六〇年度)七三年度)から開始され、第四次計画(七四年度)七八年度)および第五次計画(八〇年度)九一年度)にも位置づけられ、合わせて三、一六六人の加配がなされた。来年度より新たに第六次計画(九七年度)までの六年計画)が開始される。

計画によると六年間で五二二名の加配、初年度八五名である。ちなみに第五次では一二年間に一、六二〇名であった。配置基準は対象地区児童生徒の割合が一〇%未満の小・中学校については二校をまとまりとし加配の対象とするとしており、第五次の三校につきより改善がされている。しかしながら、部落を校区に持つ全ての小・中学校へ同和教育推進のための教職員加配を実現するには十分ではなく、また今回も高校・幼稚園については対象外とされている。これらの点で充実が求められる。

二、今後の課題

教育現場では子どもたちの間にとどまらず教師あるいは文部行政官などによる差別事件がなおもあいついでおり、進学率の固定化傾向が指摘され、中退率の高さも問題である。

○年農業センサスで明らかにされた部落農業の問題を克服していく視点をふまえた予算編成になつていないことである。

② 個別の事業別にみていくと、まず農林業地域改善対策事業は八四億三、三二〇万円と昨年比七・六%減少している。

この九八%を占める生産基盤整備事業、近代化施設整備事業は、一般施策ですら「三戸以上」という採択基準なのに依然として「五戸以上」という基準で、少数点在部落の実情を無視している。

また、唯一のソフト事業である、営農等相談事業は、総額が二億一九六万円と前年度比五・五%増である。その内訳の主なもの、(1)営農相談員の謝金が八、八三二万円と前年度比五・六%減となり、活動日数は月一四日であり、(2)農漁協等への啓発的事業である農林漁業振興推進会議は二、七三六万円と前年度比一四六%増で、これは農漁協・森林組合役員職員へ部落問題の教材的資料を配布することが新たに予算化されたからであり、(3)近代化施設の管理運営の向上をはかることを目的とした経営指導会議は八、三〇七万円と前年度と同額である。

特に営農相談員については、人的事業は各省横並びで計画的削減となっているが、営農指導の重要性を考えた

題視されている。また、「学校五日制」の実施などの教育制度改革や生涯教育社会の実現、国際化等にもなう変化など、今日の状況に対応できる同和教育の推進が求められる。そうした視点からの施策の充実強化、予算の確保が必要である。

農林水産省

一、一九九三年度予算分析

① 一九九三年度予算総額は、一一七億五、八六七万円、前年度比八九・八%(うち、物的予算八九・六%、非物的予算一〇五・五%)と、一〇・二%減額されている。

「地对財特法」下、約五二五億円の残事業を消化するという枠をはめられているため、基本的な問題が存在している。第一には、一九九一年「地对協」意見具申がいう「施設型農業経営への移行や協業化等を進め、地域全体として農林漁業に取り組み意欲を図る」ための工夫がなされた予算編成になつていないこと、第二は、一九九

時、単に「地对財特法」内での小手先の対応ではなく、長期的な視点にたつて部落農家の営農指導をどうしていくのか、そのための体制をどうするのかを検討すべきである。

③ 水産業地域改善対策事業は、八億七、八四七万円と前年度比一七・五%減となっている。しかし、近年、高知で取り組まれた大型加工施設による、加工面、流通面にも大きく関わり出して経営の安定化をはかる動きを見た時、こうした予算額で対応できるのか疑問である。

④ 一般施策であるが本年より「農村女性活動促進対策事業」(二億三、四〇〇万円)が新たに実施される。これは昨年、農業・農村の主要な担い手である女性のあるべき地位・姿とそれを実現するための施策の基本方向を示した「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン(新しい農山漁村の女性二〇〇一年)」の具体化の一環である。内容は多岐に及ぶが、当面の中心的課題は、都府県段階での(1)中長期ビジョンの策定、(2)方針決定の場への女性の参画を促進するための目標設定と行動計画の策定、(3)女性の資質向上のための基本プログラムの策定、研修、となつているが、部落問題の位置づけも含めて真の具体化が重要である。

二、今後の課題

① 九〇年農業センサスによる各府県別の部落農業の実態調査結果の活用を

本年は総務庁による部落実態調査が実施される予定だが、農業面については農業センサスほど詳細な調査項目が設定されることは難しい。この点からも、一九九〇年農業センサスによる部落農業の実態調査結果を各府県においても分析し、現状を明らかにするとともに課題と具体的施策を求めていく必要がある。

② 営農相談員制度をはじめとした普及体制の確立

零細農家が多く、営農技術や資金面で脆弱な傾向をもつ部落農家の場合、営農指導内容のあり方も含めて営農指導は極めて重要である。しかし、農業改良普及員の活動は基本的に中核農家の育成であり、その対象となる部落農家はごく一部である。結果として、部落農家やその耕地の減少率は、平均の減少率よりも二倍近い、高い数字となっている。

こうした現状をふまえ、本当に営農指導が十分なし得るように営農相談員のあり方、地位の保障を検討すべきである。

③ 農林漁業関係同和対策事業の『事例集』の定期的刊行と活用

『事業優良事例集』が一九九一年にわれわれの要望の中で出され全国三〇事例が紹介されている。しかし、これらは一例であり、他にもさまざまな取り組みがなされている。こうした『事例集』を府県レベルで二年に一回ぐらひは定期的に刊行し、部落農漁家の取り組みに役立てていく意義は大きいものがある。一般施策の場合も、府県でそうした『事例集』を定期的に発刊している所も少なくなく、あわせて活用すべきである。

④ 同和対策事業の採択基準を「三戸以上」に

これまで、一般対策の採択基準は、一九六一〜七七年五戸、一九七八年より三戸となっており、同和対策は一九六〇〜六八年一〇戸、一九六九年より現在まで五戸となっている。

このように一般対策よりも同和対策事業の採択基準が高い現状だが、部落農漁家の場合、少数点在型が多いことを考えるとこれは全く不合理である。事実としても、長野県、広島県をはじめ、多くの府県では「三戸以上」を採択基準として実情に少しでも合致すよう配慮しており、国基準も早急に改善されるべきである。

⑤ 農漁協・森林組合の部落問題の取り組みの抜本的

強化を

一九九一年一月二六日、農林水産省経済局長、水産庁長官、林野庁長官名で、農協、漁協、森林組合の全国組織に対し「同和対策の取り組みの強化」について通達が出された。これは、農協の場合にみられるように、これまで部落解放同盟が求めていた、(1)県中央会に役職員を中心に同和対策推進委員会を設置すること、(2)研修計画をたて計画的な啓発活動を推進すること、(3)単協の取り組みを定期的に把握し指導すること、等を求めている。

現在、一四府県農協中央会で右記のような内容の取り組みは一定取り組まれているが、先の通達を活用してその水準を高めると共に、残りの府県中央会においては具休化を計る必要がある。また、単協の取り組みを定期的に把握することに對しては、ごく一部の県にて行われているだけという現状であり、通達を真に実施させるよう求めていかなければならない。

さらに、現状をみた時、こうした農漁協・森林組合の啓発活動を促進させる上での啓発予算を農林水産省として組むべきである。農業協同組合法の七三条の八にも「中央会の事業に要する経費一切を補助することができる」という規定があり、一般対策でも十分対応できることは明らかである。

⑥ 一般施策の積極的活用

日本農業自体が今大きな転換点に立っている。それを反映して新たな視点をもった施策が少しずつ具体化してきている。予算分析でもふれたが「農村女性活動促進対策事業」もそうである。

また、本年四月より統一ガイドラインにより実施される「有機栽培野菜類」表示もそうである。ただし、これには六種類も表示があり、「減農薬」「減化学肥料」などの表示は全くいい加減な基準であること、表示された内容をチェックする機関がないこと、など大きな問題をかかえている。部落農家の中にも有機栽培に取り組んでいるケースもあるし、これからの重要な課題でもあり、さらに消費者の立場からしても、この制度を実りあるものにしていくべきである。

あるいは、農業集落排水事業もその一つである。農村地域での下水処理施設を整備し、農業用水が生活雑排水に汚されないようにすると共に農村の生活環境を高めることを目的にした事業で、長野県や滋賀県では既にかなり実施されているが全国的にはこれからの事業である。ただし、一般施策であるので、国補助は二分の一であり受益者負担がかなり生じる。府県対応はバラバラだが、一定の考え方を整理していく必要がある。

⑦ 水田管農活性化対策（九三―九五年度）―減反への対応

政府の適正在庫一〇〇万トンを大きく割りこみ二五万トンの在庫しかないにもかかわらず、三年と期間はこれまでになく短期間で、減反面積も大幅に引き下げ、さらに減反奨励金も引き下げて減反が実施される。稲作への依存度が高い部落農家に実害のない措置をとると共に、学校での米飯給食（センター方式ではなく自校飯で）を積極的に進めていく必要がある。

― 通商産業省 ―

一、一九九三年度予算分析

① 一九九三年度予算額は、総額一〇一億八、九九八万八千円と前年度予算（一〇二億一、一五四万九千円）と比較して〇・二％の減額となっている。これを個別の事業ごとに見ていくと、地域改善対策指導事業費は八億七、二六四万一千円の前年度予算と比べて五・三％減、地域改善対策事業費は三億一、七三四万七千円で九・五

％増、中小企業事業団高度化事業費は九〇億で前年同額となっている。

② 地域改善対策事業費が減額されているのは、延長「地对財特法」においても人的事業の一般対策への移行の方針が踏襲されたことから、九三年度についても同和担当経営指導員の従来通りのドント方式による一般対策への移行（全体の一一％）が行われることによるものである。

しかし、被差別部落の産業・企業の基盤強化にとって、同和担当経営指導員が極めて重要な役割を果たしていることは通産省も十分認識しているところであり、九一年「地对協」意見具申のいう「環境変化への円滑な対応」をはかるうえにおいても、重点施策として取り組むべき事業であることはいうまでもない。

通産省自身はこの点に関して、今回の予算では各指導員や補助員の俸給単価及び謝金単価の引上げを実現したとしているが、これは一般的な定時昇給という意味合いが強い。

実際には、一般化移行後の経営指導業務について若干の混乱が見られるところも生じており、これまでの「混乱の生じないような待遇面での激変緩和措置」といった曖昧な対応ではなく、部落問題の早期解決といった観点

からの基本的な考え方を明らかにして取り組みを強めることが必要である。

③ 地域改善対策事業費が増額されているのは、産地交流研修を見直した経営基盤強化研修事業の新設と、巡回相談事業、一般研修事業、後継者育成研修事業、技術者育成研修事業、産業振興懇談会事業、新商品企画開発事業、展示会開催事業の対象地区数をそれぞれ増加したことによるものである。

今回の予算では、地域改善対策事業費についての概算要求の事業内容が一〇〇％認められたものとなっているが、概算要求そのものがこれまでの若干の施策の上乗せといった消極的なものであり、「環境変化への円滑な対応」のための具体的な取り組みの方法にまで踏み込んだものとなっていない。

厳しい環境変化のもと、零細企業が多い、後継者がいない、廃業したいとするものが多いといった実態にある部落の産業・企業にとって、経営基盤の強化や人材育成、啓発といったソフト面での対策が少しでも充実されたという意味では、一定度評価できるものの、部落の産業・企業が経済発展から取り残されてきた要因は、経済基盤が脆弱であったことと同時に、その社会的地位の向上と将来展望をふまえた政策が確立されてこなかったことに

よるところが大きい、ということは今までも指摘してきたことであり、このような観点をもふまえた政策の確立と事業の策定、および運用の改善・強化をはかることが必要である。

④ 中小企業事業団高度化事業費については、早くから現行制度が小零細企業にとってはリスクが大きく使にくいものとなっているため、リース制度の新設や企業者・地方自治体の負担の軽減など、実態に即した制度の見直しを求めてきたところであるが、今回の予算でも要求すらされておらず、従来通りの内容にとどまっている。

近年においては、高度化事業実施額が予算の三割程度にまで減少しているともいわれており、今後、経済環境の変化への対応といった観点からも、農林水産省が実施しているような「優良事例」の調査・紹介などの方策も活用しながら、この事業の普及、指導を徹底し、その積極的な活用を図るべきである。

二、今後の課題

① 差別意識の撤廃と社会的評価の向上
九一年「地对協」意見具申では、今後の重点施策として、仕事や産業、教育や啓発面の取り組みをあげ、とく

に部落産業については、環境変化への円滑な対応を検討する必要性を指摘している。しかし、そのための具体的な方策については新しい「地対協」での論議に委ねられているだけで全く示されていない。

この点について通産省は、「法期限内に可能な限り対象地域産業と一般産業との格差是正に努力し、一般産業との格差が解消されれば円滑に一般対策への移行を検討する」という考え方を示している。格差是正論である。

しかし、問題は、部落の産業の経営基盤が脆弱で環境変化への適応力が弱いといった劣悪さと差別意識の存在が固く結びついているという実態は基本的には現在も変わっていないことである。

これまでに産業振興にかかわって実施されてきた「同和」事業はこの観点を欠落させ、啓発事業である産業振興懇談会事業を除いては、ほとんどの事業が一般対策の焼き写しにほかならず、決定的に不十分なものであることは明らかである。

今後、部落の産業・企業が自立しうる力を身につけていくためにも、部落産業に関わる差別意識の撤廃と、産業としての社会的評価の向上をはかれるよう、部落産業及び部落産業製品にかかわる啓発の抜本的な強化にむけた検討を進めるとともに、啓発という観点からの業種ご

いて、一般対策事業を同和対策という位置付けのもとでおこなってきたという実例がある。

また、各地の「まちおこし」とかかわっての地場産業振興対策などの一般対策の中にも活用すべきものは多い。

「地対財特法」の四年先の再延長を求めないという状況を踏まえるならば、「基本法」制定の闘いをすすめると同時に、一般対策の内容をよく研究し、問題の解決に役立てていくことも真剣に検討が必要になるだろう。

昨年八月、政府は景気対策として公共事業対策と中小企業対策を二本柱とした総額一〇兆七、〇〇〇億円の緊急経済対策を実施したが、部落を中心とした中小零細企業に対してはほとんど実効を及ぼしていないということもある。

その際には一般対策予算の同和対策への活用としての明確な位置付けが必要である。

③ 差別解消のための実態調査の実施を

先に述べたように、通産省は、「一般産業との格差の是正」という考え方を前面に出しているが、一般産業との格差＝差別実態とするならば、差別の実態がどこに、どの様に存在しているのかを明らかにするための精密な実態把握が極めて重要であることはいままでもない。

との国民生活の質的向上に貢献するような将来展望を見据えた振興対策の確立が必要である。

例えば、地球環境保護や資源保護といった意識の高まりによって再生資源業の重要性はますます高まっているし、皮革産業はトータルファッション産業として付加価値を高め、最先端産業として発展する可能性がある。また、バイオテクノロジーやハイテクなどの科学技術の発達も、食肉その他の部落の産業の将来展望を指し示している。

こういった産業イメージを高める事業を部落の産業振興対策の中に明確に位置づけるべきである。

② 一般対策の研究、活用

部落の産業・企業の抱えている経済的諸問題は部落産業問題の一面であり、後継者や専門技術者などの人材不足、資本や販路といった経営資源の不足というように一般的な地場産業や中小零細企業と同様の問題を抱えていることは否定できない。

その意味では今後、同和対策そのものの充実と同時に、一般対策の優先採択、重点配分ということを検討することも重要である。

これまでも、皮革製造業における公害対策や、食肉の自由化にかかわっての高度化事業の特例措置などにお

本年は八年ぶりに全国的な実態調査が実施されることとが決定しているが、この調査はこれまで実施した事業の効果測定を前提としているため、一般との比較検討や事業未実施地区の実態を対象とはしていないという不十分さがある。

この点に関しては、昨年もことあるごとに通産省に対して積極的に総務庁にはたらきかけるよう申し入れをおこなってきたが、「意見具申」や「政府大綱」を盾にして、終始消極的な態度をとりつづけてきたという経過がある。

しかし、八年前の調査においては、部落企業の実態については通産省独自で補足調査を実施したという実績があり、今回の調査についても、前回と同様の対応をすることは不可能ではない。

いまこそ、通産省の主体性を追及し、その姿勢の転換を迫るべきである。

建設省

一、一九九三年度予算分析

① 一九九二年度の予算は対前年度比で二割強の減額予算であったが、一九九三年度の予算案では、約二四億九千万円減（対前年度比九五・七％）の減額要求となっている。また今年度と同様に、経過措置として公園事業費（五、四〇〇万円）、街路事業費の都道府県道分（四億円）、道路事業費の都道府県道分（一億四、四〇〇万円）を要求している。

② 対前年度比で五％減の予算要求ではあるが、この中に未実施地域の環境改善の課題については全く含まれていない。差別の実態と劣悪な環境があるかぎり同和対策事業は、積極的に取り組まれねばならないことから、未実施地域の課題の解決にむけた抜本的な方策が必要である。

③ 既設公営住宅改善事業は、八億四、九〇〇万円の要求となっており、前年度から二億二、七八二万円の減額要求である。都市型部落を中心とした深刻な狭小、老

朽住宅等の実態をふまえた予算とはいえ、鉄筋スラムにしないためにも、建設年度から順次老朽住宅が増加していくことを十分考慮した、この事業の抜本的な強化が求められている。

④ 下水道事業については、七八億八、〇〇〇万円の要求であり、前年度から六億八、六〇〇万円の増額要求となっている。しかし、この事業は、都道府県および市町村の計画そのものが進んでいない場合が多く、全体的な取り組みをさらに強力に進めていくこととあわせて部落の環境改善の大きな柱である下水道事業の前進が必要である。

⑤ 道路事業については、七億三、〇〇〇万円の要求であり、経過措置として、都道府県分を一億四、四〇〇万円要求している。これは今年度の予算とほぼ同額であるが、各地区での残事業の最も困難部分をしめていることが多い道路事業について、残事業の早期完遂にむけた積極的な予算措置が必要である。

二、今後の課題

今後の課題としては、①残事業の早期完遂、②事業未実施地域の環境改善の推進、③今日的な部落のまちづく

りの推進、の大きく三点があげられる。

① 残事業の早期完遂にむけて

「地対財特法」最終年度である一昨年、政府は三、八八億円の残事業量を把握し、その完遂にむけても「法」が必要であるとし、それが「法」延長のひとつの根拠となった。そして、政府は昨年度を「法」延長一年目として残事業の進行管理を強化しながら事業を進めてきている。地方自治体から上げられている事業について、すべてコンクリートしたものではなく、適宜行う調査で状況を把握しながら進行管理を進めていくとしているが、そもそも三、八八億円の自治体が必要な事業と認めているものがすべて含まれているのかどうか言えば、かなりの事業がもれ落ちていると言わねばならない。今後行われる建設省の進行管理に関する調査において、地元と自治体が十分協議して必要な事業であることが明らかになつたものを認めさせていくような取り組みが重要である。

また、残事業の早期完遂を迫る取り組みを強めなければならぬ。数度の特別措置法とその延長が行われてきたが、現実的には、一〇年以上前から計画されながら、未だ実施されていない事業も多く存在している。そのような事業については、すみやかに事業が行えるよう特段

の配慮が必要ではあるが、要求する運動側としても、今日的な事業計画の検討をし、地域にとって真に必要な事業であるのかどうかを明らかにしながら事業完遂を国および地方自治体に強く迫る必要がある。

② 事業未実施地域の環境改善の課題

環境改善事業が全く行われておらず、手つかずの部落が全国に約千ヶ所も存在している。これらの部落は、先の「地対財特法」では完全に排除されているために事業が実施されておらず、課題の根本的な解決のための方策が全く示されずに、放置されたままである。事業未実施地域を政府は、十分地元の状況をふまえて、一般対策の中で取り組んでいくとしているが、ほとんどの地域では一般対策での限界から事業の前進がみられておらず、結果として、事業未実施地域の環境改善に取り組む意欲すら感じとれないと言わざるをえない。政府として責任をもって一般対策の中で事業未実施地域の環境改善をやりきると言うならば、その成果が明らかになるよう積極的に取り組むべきである。また、客観的に、一般対策では大きな限界があることは明らかであり、問題の根本的解決には、新たな法的措置をもって事業を展開することが必要である。

③ 今日のなまちづくりの推進

環境改善事業が取り生まれ、地域のまちづくり計画が進んでいる部落にも、今後とも取り生まれなければならない課題が山積している。初期の同和対策事業によって建設された住宅は、現在、ほとんどが最低居住水準未満であり、狭小・老朽化の現状は火を見るより明らかで、今後の大きな課題である。これらの住宅は、既設公営・改良住宅改善事業等により二戸一改善や一部屋増築などが取り組まれているが、今後ともこれらの事業を積極的に行う必要がある。また、建設省が示した「公共賃貸住宅建替一〇カ年戦略」でも明らかのように既存土地の有効・高度利用等を図り、居住水準の向上のためにも建て替え事業を積極的に取り組まねばならない。そこで留意する点として、部落の環境改善を進め、公営・改良住宅を建設してきた部落を含む地方自治体と部落を含まない地方自治体では建設戸数に大きな差があり、建て替えを推進していくにしても部落を含む地方自治体の財政負担が他より大きくなり、現実として事業の着手ができない状態であることがあげられる。このままでは建て替え戸数が多い地方自治体ほど事業の推進が遅れ、その大部分が部落を含む地方自治体となることが十分考えられる。そのためにも、部落を含む地方自治体への積極的な支援が必要であり、部落の住宅だけが「建て替え一〇カ年戦

略」からもれ落ちないような格段の配慮が必要である。また、高齢者や障害者が安心してくらせるまちづくりの視点が重要であり、高齢者、障害者向け住宅の建設が急務となっている。そして、まちづくりとあわせて、住宅の民主的管理・運営を強化しなければならない。住宅の規模・質的な向上と家賃の見直しなどの問題や入居基準・住み替えなど具体的に地域で実践していく必要がある。今日的な地域の総合計画を策定し、住民とともに地域のコミュニティづくり、まちづくりをさらに進めていくことが重要である。